

気象警報発令時の学校園の対応について

「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合は、子どもたちの安全確保のため下記のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしく願いいたします。

1. 「特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨警報」が発令されている(発令された)場合

- ①午前7時現在、岸和田市に発令されている場合 ⇒ 臨時休業
- ②午前7時～始業時間で、岸和田市に発令された場合 ⇒ 臨時休業
- ③始業時間以降、岸和田市に発令された場合 ⇒ 授業中止(授業の繰り上げ等)

※令和6年4月より「大雨警報」が発令されている場合も上記(臨時休業、授業中止)の対応となりました。

2. 「特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨警報」以外の警報(洪水警報、波浪警報、高潮警報)が発令されている(発令された)場合

- ①岸和田市に上記の「警報」が発令された場合 ⇒ (原則的に)平常対応
- ②子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合
⇒ 臨時休業・授業時間の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる

3. 校区のいずれかの町(宮本・五軒屋・北・大北・筋海・魚屋・堺・本・岸城)に避難情報(高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保)が発表された場合

- ①午前7時現在で、発表されている場合 ⇒ 臨時休業
- ②午前7時～始業時間で、発表された場合 ⇒ 臨時休業
- ③始業時間以降、発表された場合 ⇒ 授業中止(授業の繰り上げ等)

給食の取り扱いについて

- ◇始業時間までに「特別警報」「暴風(雪)警報」が発令されている(発令された)場合、学校が臨時休業となるため給食は中止となります。
- ◇始業時間以降に「特別警報」「暴風(雪)警報」が発令された場合、給食を中止するか否かは、発令された時間等により、判断いたします。

※「臨時休業」「授業中止」「授業の繰り上げ」「授業の繰り下げ」を実施する場合は、学校緊急連絡メールにてお知らせします。

保 存 版

大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の 学校園の対応について

Jアラート(全国瞬時警報システム)により、緊急情報が発信された場合は、子どもたちの安全確保のため、下記のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 登校前(前日下校後～登校する前)に発信された場合

- 自宅待機とします。
- ただし、「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、**臨時休業**とします。
- 「日本上空を通過した」「日本の領海外の海域に落下した模様」等の情報が発信され、**安全が確認された段階で、自宅待機を解除**します。
- 授業の再開等については、学校から保護者へ連絡します。

2. 在校時に発信された場合

- 授業や活動を中断します。
- 屋外にいる場合は、速やかに校舎内に避難させるとともに、校舎内では机の下に隠れるなど身を低くし、窓から離れる等、安全が確保された旨の情報提供があるまで、安全確保に努めます。
- 完全に安全が確認されてから、授業や活動を再開します。
- 「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合、まずは学校で安全確保をし、その後、以下のように対応します。
 1. 臨時休業の措置をとり、安全確認後、集団下校をします。
 2. なお、被害の状況により集団下校しない方がよいと思われる時は、保護者のお迎えを依頼します。保護者が迎えに来るまでは学校で待機させ、保護者確認の上、引き渡しをします。
 3. 学校にとどまることが危険と判断した場合、安全な場所へ避難・誘導し、安否確認をします。その後、保護者のお迎えを依頼します。

3. 登下校中に発信された場合

- 学校か家、近い方に向かうように指導します。
- 選択できないような場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこないような場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る」等の指導をします。
- 登下校中の安全確認について、ご家庭でも情報収集の方法や対応等について、話し合ってくださいようお願いします。